

法律で義務付けられます！

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

＊原則として、フルハーネス型安全帯を使用しなければなりません

2019年2月1日から、2m以上の作業床がない箇所または作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、新規格のフルハーネス型を使用することが原則となっています。ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（一般的な建設作業の場合は5m以下、柱上作業等の場合は2m以下）は、引き続き胴ベルト型を使用することができます。

＊2月1日以降にフルハーネス型安全帯を使用する場合、特別教育の受講が必要！

2019年2月1日から労働安全衛生法が改正され、特別教育が必要となる業務に「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行なう作業に係る業務」が追加されました。

＊現行構造規格の安全帯の使用期限

上記の法改正とともに、安全帯の構造規格も改正されました。安全帯の購入時には旧規格か現行規格か販売業者に確認等して、ご注意ください。

既にこの法改正の猶予期間は終了し、2022年1月1日から現行の構造規格に基づく安全帯（フルハーネス型）を使用しなければいけなくなっています。また、現行規格に基づくフルハーネス型安全帯を使用する場合には特別教育の受講が必要となります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年 以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												×
安全帯の 規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製 造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間					製造・販売可能				販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 受講申込書

兵庫県建設労働組合連合会では、下記の要領で「フルハーネス型安全帯使用特別教育（6時間講習）」を開催します。

日 程	会 場
2025年11月16日(日)	姫路労働会館 第3会議室

＊講習時間は午前9時30分～午後5時

【受講料】 組 合 員： 4,000円

非組合員：10,000円

【受講資格】 満18歳以上

【講習内容】

1. 作業に関する知識（1時間）
2. 墜落制止用器具に関する知識（2時間）
3. 労働災害の防止に関する知識（1時間）
4. 関係法令（0.5時間）
5. 墜落制止用器具の使用等方法等（1.5時間） 【実技】

＊一部免除資格者の方も、全科目受講して下さい。

＊実技ではフルハーネス型安全帯の着脱を行ないます。服装にはご注意ください。

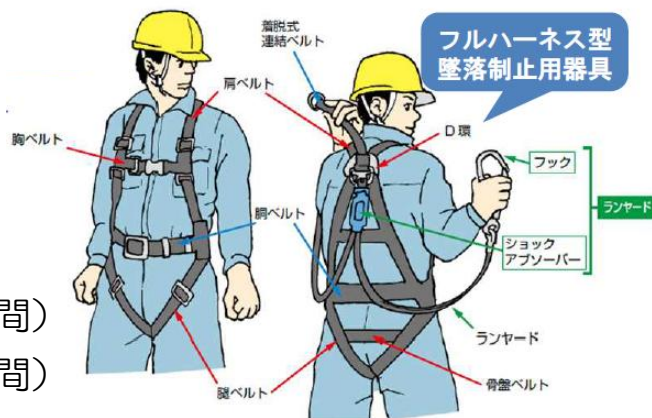
【申し込み】 下記の申込欄に必要事項を記入し、受講料を添えて組合本部または支部へお申込みください。

【申込期限】 11月4日（火）まで。（定員：35名）

＊期限前でも、定員に達ししだい、申し込みを締め切ります。

＊締切後、申込者の方に受講票をお送りします。

＊締切後のキャンセルはできません。



受講日	2025年 11月 16日（日）		
ふりがな 氏 名		所属組合	甲南土建
		所属支部	
住 所	〒 —		
電話番号			
生年月日	昭和・平成 年 月 日（満 歳）		